

後見人の皆さまへ

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」ができました

横浜家庭裁判所

意思決定支援とは、後見人や福祉関係者・医療従事者等の本人の支援者が、本人が「自分で決める」のを支援することです。

このガイドラインでは、「すべての人には自分のことを決める力がある」という前提に立ち、できるだけ本人の意思を尊重する観点から、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、意思決定支援をするための一つの具体的なイメージを示しています。

後見人に選任された方には、このガイドラインを参考にしながら、本人の意思を尊重して後見事務を行うことが期待されています。(ガイドラインに記載されたとおりに行動しなければならないという義務はありません。)

～ガイドラインにおける意思決定支援のポイント～

意思決定支援をするのは どんな場面？



本人に重大な影響を
与えるような契約等をする場合は、
意思決定支援が必要です。

【例えばこんな場面・・・】

- ・施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- ・自宅や高額な資産を売却する場合
など

意思決定支援は

どうやって行うの？



意思決定支援は後見人ひとりで行うのではなく、福祉関係者・医療従事者等の支援者といっしょに、チームで行います。

本人を交えたミーティングを行い、本人の意思をできるだけ引き出すように努めましょう。

※ 支援者が本人の周りにいない場合は、お住まいの地域にある中核機関や、地域包括支援センター等に相談してみましょう。

このガイドラインは、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキンググループにより作成されたものです。(令和2年10月30日)



ガイドラインは裁判所ウェブサイト（掲載箇所：後見ポータルサイト＞資料・ビデオ＞『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』について）で入手できます。

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp5/ishiketteisien_kihontekinakangaeakata/index.html